

平成20年5月27日
附属図書館長裁定

小樽商科大学駅前プラザにおける附属図書館所蔵
図書の貸出サービスに関する取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、小樽商科大学駅前プラザ「ゆめぽーと」(以下、「駅前プラザ」という。)における市民サービスの一環として、駅前プラザで本学附属図書館(以下、「図書館」という。)所蔵図書の貸出サービスを提供するための取扱いについて定めるものである。

(サービス提供対象業務)

第2条 駅前プラザ図書貸出サービス提供業務は、図書館が行う学外利用者への館外貸出業務の一環として実施する。

(サービス提供対象者)

第3条 駅前プラザ図書貸出サービスの対象者は、図書館の利用登録を行った学外者とする。

(利用者登録)

第4条 図書館の利用登録申請は、図書館カウンター又は駅前プラザで受け付ける。

(利用申込み)

第5条 駅前プラザ図書貸出サービスを希望する者は、「小樽商大駅前プラザ図書貸出申込書」(別紙1)に必要事項を記入し、図書館または駅前プラザに申し込む。

(貸出条件等)

第6条 駅前プラザ図書貸出サービスにおける貸出条件は、附属図書館利用規程の学外者の扱いに準ずる。

(資料の貸出及び返却)

第7条 貸出資料は、図書館から宅配便等により駅前プラザに発送する。

2 駅前プラザ職員は、図書館から図書が到着後、利用者に電話(又はメール)で通知する。

3 利用者は、駅前プラザで図書を受け取り、返却期限日までに駅前プラザに戻るか図書館に直接返却する。

4 駅前プラザ職員は利用者から返却された図書を宅配便で図書館に返送する。

(取扱い時間)

第8条 駅前プラザにおける図書貸出サービスの取扱いは、火曜～土曜日(祝日を除く)の13時～19時30分までとし、駅前プラザの職員(請負業務従事者)が責任をもって行うものとする。

(送料)

第9条 駅前プラザと図書館間の宅配(往復)にかかる費用は、附属図書館が負担する。

(事務)

第10条 この要領の実施に関する事務は、学術情報課が行う。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は附属図書館長が別に定める。

附則

この要領は、平成20年5月27日から実施し、平成19年4月13日から適用する。